

公共負担による取付管埋設工事について

1. 受付から工事発注まで

下水道供用開始後、新たに公共下水道への取付管接続希望があるときは、福山市公共下水道取付管等設置基準及び福山市集落排水事業取付管等設置基準により判断し、受付します。

公費で設置可能かどうか、事前にお客さまサービス課排水設備担当に相談してください。

私費により、排水施設（本管・取付管・その他）を設置し公共下水道に接続する場合は、上下水道計画課へ申請となります。

設置費用が公費の場合、公共下水道取付管設置依頼書又は集落排水事業取付管設置依頼書を提出してください。

申請窓口は、お客さまサービス課排水設備担当です。

「公共下水道取付管設置依頼書」が提出された場合、取付管埋設工事を個別の契約にて施行するか単価契約にて施行するか判断します。

「集落排水事業取付管設置依頼書」が提出された場合、取付管埋設工事は個別の契約にて施行します。

(1) 個別の契約の場合

お客さまサービス課が設計書を作成しますので、管財契約課で従来通りの契約手続きを行ってください。

(2) 単価契約の場合

お客さまサービス課が「公共下水道取付管埋設工事依頼書兼承諾書」を作成しますので、施工を依頼された工事の着手日までに管財契約課で契約手続きを行ってください。

2. 工事請負から工事完成まで

(1) 工事請負契約後のながれ

①道路使用許可の申請

↓

②各誓約書の提出

↓

③土木常設員、周辺住民、学校関係などへの周知

↓

④消防署への連絡

- ↓
- ⑤ 工事着手前チェックリスト及び地下埋設物・架空線確認結果の提出
- ↓
- ⑥ 工事施工
- ↓
- ⑦ 写真、管理図などの提出
- ↓
- ⑧ 完成検査
- ※) 完成検査後、取付ますへの接続が可能となります。

(2) 工事着手前の提出書類

- ① 工事着手前チェックリスト
- ② 地下埋設物・架空線確認結果
- ③ 水道誓約書

受注者は水道施設に損傷を及ぼした場合に責任をもって修理ができる業者と誓約書を取り交わし、工事の着手日までにお客さまサービス課に受注者が提出してください。

- ④ その他
監督員が提出を求める書類

(3) 施工前の注意事項

- ① 必ず現地調査を行ってください。
マンホールの蓋をあけて下水道施設の深さ、管種、管径などを調査する時には、転落防止などの安全対策を行ってください。
- ② 工事の着手日までに道路使用許可を取得してください。
- ③ 施工日時が確定したら、受注者から関係する土木常設員・周辺住民・学校関係者等へ事前に工事説明を行ってください。(役員などの住所・名前・電話番号は個人情報なので取り扱いには注意してください。)
- ⑤ 施工箇所がバス路線の場合は、事前にバス会社との協議が必要です。
- ⑥ 施工中に確認された地下埋設物について監督員の確認が必要な場合は、連絡してください。関係する占有者には事前に立会依頼を行ってください。
- ⑦ 工事の着手日前に必ず工事看板・予告看板を出してください。

(4) 施工時の注意事項

- ① 地下水の浸入には特に注意してください。
- ② 塩ビ管への穴あけは必ず塩ビ用ダイヤモンドホルソー(HP、コンクリート製取付ますの場合は、ホールカッター)を使用してください。

- ③近接した場所に取り付管がある場合は、削孔位置は次のように離隔をとってください。

取付管径	芯々の距離
φ 150mm	70cm 以上
φ 200mm	90cm 以上

- ④埋設にあたって、勾配は原則一定とします。水道管・ガス管など、支障がある場合は、逆勾配にならない範囲で曲管により縦断勾配を変えることは可能ですが、平面的に曲げることは原則できません。
- ⑤90° 支管はクラ型とします。特殊接合剤の塗布が一部分だけだと漏水の原因となりますので、必ずクラ全体に塗布してください。
- ⑥取付ますの深さは、宅内排水設備施工業者と十分に確認を行い、深さを決めてください。標準として 80cm の深さを確保してください。
- ⑦取付管のマンホール接続は原則認められません。
- ⑧取付管径と取付ますの関係は次のとおりです。他のますを使用する場合は、必ず事前に協議してください。

取付管径	取付ます
φ 150mm	小口径塩ビます
φ 200mm	小型塩ビ製マンホール

※) 神辺町・新市町において、合併前に施工された本管への取付ますは「公共ます」となります。

- ⑨使用材料は、日本下水道協会規格品とし、90° 曲管は使用しないでください。
- ⑩舗装本復旧幅は「福山市下水道構造標準図」に基づき、仮復旧を必ず行い、その後本復旧を行ってください。
- ⑪区画線の復旧は溶融式のもので原形復旧してください。
- ⑫取付管工事を同一路線上で近接して 2 箇所以上同時に施工する場合の舗装復旧については、必ず監督員の指示を受けてください。
- ⑬その他、施工にあたって不明な点があれば事前に協議してください。

(5) 完成時注意事項

- ①工事写真、工事完成後提出書類等については「取付管埋設工事チェック表」に基づき作成し、提出してください。